

経済建設委員会会議録

令和3年7月29日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 11：05

【 案 件 】

1. 産業振興について
2. 中心拠点の整備について

【 報告事項 】

1. 飯塚市立病院の現状について
2. 工事請負契約について
3. 工事請負契約について
4. 飯塚市新技術・新製品開発補助金、販路開拓支援補助金及び先端情報技術開発支援補助金の採択について
5. 地域活性化応援券発行事業について
6. 飯塚市公園等ストック再編計画（素案）について
7. 公用車による交通事故発生について

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「産業振興について」及び「中心拠点の整備について」、以上2件については関連があるため一括議題といたします。提出資料について執行部の補足説明を求めます。

○企業誘致推進課長

「産業振興及び中心拠点の整備について」、株式会社イズミを誘致企業として取り組んでおります飯塚市地方卸売市場跡地の活用、企業誘致につきましてご説明いたします。

掲載しております資料のほうをお願いいたします。最初に、「市民及び商業関係者への説明会開催結果について」、ご報告いたします。株式会社イズミから、昨年11月27日に締結しました「大型商業等施設の立地に関する協定書」の協定項目に基づく提案書を受領し、その内容につきまして、表に記載のとおり市民の皆様及び商業関係者の皆様にご説明しております。説明会の配付資料につきまして、別添のほうで掲載しております。

資料の2ページをお願いいたします。説明会での質疑応答の内容につきまして表に整理しております。株式会社イズミの決算状況について、土地の譲渡について、譲渡の場合の撤退のリスクについて、こちらにつきましては、締結する不動産売買仮契約書に、他の企業誘致と同様に10年間の買戻し特約を設定し、商業等施設の閉鎖が生じる場合は、買戻権を実行する旨、回答しております。また、譲渡の金額及び総事業費について、コミュニティーバスとの連携や飯塚駅からの歩行環境の整備について、今後のスケジュールについて、市議会での議決について、JR飯塚駅周辺の活性化について及び次のページ、3ページでございます飯塚駅周辺の整備について、このような内容で市民の方からご質問があり、表の右側に記載のとおり回答しております。なお、商業関係者の皆様への説明会につきましては、質疑等はございませんでした。

3ページ中段をお願いいたします。不動産売買の取り組みにつきまして、手続の流れを図式化しフローチャートとしてまとめております。本年6月に、株式会社イズミから大型商業等施設の立地に関するご提案、提案書の提出を受け、協定する項目に沿っていること等の内容の確認を行い、あわせて同社の決算状況の確認を行いまして、6月と7月に市長を本部長といたします企業誘致推進会議を開催しております。また、公有財産調整委員会におきまして、農林振興課所管の市場跡地の譲渡部分を用途廃止の上、普通財産、企業誘致適地とするなどの所管が

えを行うとともに、財産管理審議会におきまして、譲渡価格の適正化について審議いただきました。その後、株式会社イズミに対し、当該不動産の重要事項説明となります留意事項説明を実施し、同社から不動産譲受申込書の提出を受けるとともに、先ほどものご報告のとおり市民の皆様及び商業関係者の皆様への説明会を開催しております。今後、9月開会の市議会定例会におきまして、土地の処分に関する議案を上程させていただきたく、取り組みを進めているところでございます。

最後に不動産の処分に伴う株式会社イズミとの確認事項についてご説明いたします。表のほうで整理させていただいております雨水管布設替工事につきましては、水産物部跡地の譲渡部分の地下に埋設しております雨水及び農業用用水の配水管を譲渡部分以外の道路側に移設する工事となります。当該工事は飯塚市が実施しますが、費用につきましては株式会社イズミが負担することとしております。解体工事につきましては、今回の不動産売買が土地に定着する建築物を含めた現状有姿での売却となりますことから、また花卉部跡地の公園計画地や譲渡部分以外にも建物が存在しますことから、調整を行いまして市場跡地の敷地内全ての建築物等は株式会社イズミの費用負担にて同社が解体、除却することとしております。なお、敷地内には低濃度のPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物が存在しますので、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づき、廃棄物の所有事業者であります飯塚市が撤去することとしております。そのほか、用水路周辺の行政財産の占用許可について、青果部跡地と水産物部跡地の間を通る市道上空の占用許可について、所有権移転までの間、水産物敷地内の菰田保育所駐車場を飯塚市が無償で使用することについて、都市計画手続について、相互に確認をしているところでございます。

引き続き、商店街の皆様と意見交換を行うなど、大型商業等施設の開設に向け、市場跡地への企業誘致に取り組んでまいります。

以上、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

1ページに商業関係者で商工会、商工会議所会員、中心商店街に対して案内文を配付して、40名の出席者がいらっしゃって、質疑等がなかったということでしたけれど、これまで取り組んできた中心市街地の商店街と、その反応がなかったということはもう了承したということで、何も問題ないと、現状今の計画を進めていく中で、オーダーはないというふうに理解していいですか。

○企業誘致推進課長

商業者の皆様につきましては、本事業につきましては2年前から取り組みを進めているところでございますが、数えましたら地元の皆様、それから商業関係者の皆様、商店街の皆様、50回以上の説明や意見交換を実施しているところでございます。特に商店街の方につきましては、昨年10月から中心商店街活性化に関する勉強会を設置いたしまして、その中で大型商業等施設との連携方策、そういったところを前向きに検討、飯塚市も一緒になって検討しているところでございます。そのようなことから、商業関係者の皆様には一定のご理解をいただいているというふうに考えております。

○道祖委員

であるならば、出てくることについては良とするということだと思っております。ただ、結びつきをどういうふうにするというようなことは、検討会でオーダーが出ているのだろうと思うのですが、どのような意見が商店街のほうから出ておるのか、おわかりならば示していただきたいのですが。

○企業誘致推進課長

商店街の皆様から6月に意見をいただきまして、これについては、株式会社イズミへの意見と飯塚市に対する意見というのをいただいております。ただ、内容につきましては、現在、株式会社イズミから回答、それから、その回答をもって8月に商店街と意見交換を株式会社イズミと飯塚市で実施するような形をとっております。そういったところで詳細についての説明は控えさせていただきたいと思っておりますが、例えば、全般的な事項としましては、細かいところであれなのですが、土地については商店街からは、借りるのではなく譲受をしっかりと受けていただくような、イズミに対してしっかりと土地を買って、しっかりと責任を持って将来的に運営していただきたいと。あるいは、テナント構成につきましては、子どもたちが遊べるような施設、そういったテナントを誘致してほしい、そういった意見もあっております。また、飯塚市に対する意見につきましては、タウンマネージャー等を設置してほしいというような意見もあっております。今後、8月に意見交換を実施いたしまして、9月、10月には商店街それから商工会、商工会議所のご協力をいただきながら、周辺の商業施設と連携協議会を設置いたしまして、具体的な連携方策について検討してまいりたいと考えております。

○道祖委員

いやいや、いいんですよ。別にイズミが出てくることに、これまでずっと整理してやってきた。それで説明してきてやってきた。何も問題なくイズミが出てきていただいて、それで結構なんですけどね。ただ、今の説明を聞いていると、既存の商店街とイズミとの結びつきがどういうふうになっていくのかなというのが、ちょっと全然見えないからですね。商店街としてどういうふうにするべきだということを、やはり自分たちでどういうふうな結びつきをするとかいうことを考えて、それをイズミさんはイズミさんですよ。自分たちは自分たちの商業店舗があるわけですから。それとの相乗効果をどういうふうに図るとか、そういう、それがためにはどうするとかいう意見は一切出ていないのか。

○企業誘致推進課長

商店街の特に若手の商業者の方で、勉強会などを設置して検討を一緒に話をしております。その中で2つございまして、1つが商店街の今後のコンセプトといたしまして、もちろん病院帰りのご高齢の方をターゲットとしたところもございしますが、もう一つ新たな魅力づくりといたしまして、子どもが集い、学べる商店街づくりをしていきたいと、そういうふうなお話を伺っております。これは中心商店街の勉強会で、今、具体的な検討を進めているところですが、その中でイズミさんへの要望としまして、商店街が集い、学べる商店街づくりということで、イズミさんには子どもたちが集い、遊べる商店街、そういった施設づくりをしてほしいということで要望をいただいております。もう一つが、イズミさんが進出することによりまして、中心拠点全体に波及効果を高められるような、そういった魅力づくりがどんどん出てくるのではないかと、民間投資も含めて、そういった中で商店街につきましても空き地や空き家を活用した定住の促進、それから医療機関や福祉施設、そういったところの都市機能を積極的に誘導していきたいと、市に対してもその点につきましては協力してほしいと、そういったお話をいただいております。

○道祖委員

答弁をお聞きしていると、商店街との話し合いはスムーズにいつていると。特段、イズミに対しての大きな要望はないけれど、商店街としては独自の商店街のあり方について考えて、今後取り組んでいくというふうにお互い成り立つ形で考えていくというふうな話し合いが商店街の中で行われているというふうな理解していいわけですね。

○企業誘致推進課長

商店街からの意見はあっております。いろんな要望というのがあっておりますが、それはあくまでも、今後のイズミの施設づくり、あるいは商店街の活性化に関して、どうイズミに役割

を發揮していただくか、そういった前向きなところでのご要望がっておりますので、委員がおっしゃっていただいているような形で今進んでいるというふうに考えております。

○道祖委員

イズミが出てきて、商業圏が広がってきてというふうになって、いろんな形でまちの形態が変わっていくというふうには思っているのですが、企業誘致の関係で一つ、お尋ねしていきたく思っておりますけれども、飯塚市の企業誘致の条例の中には、宿泊業についての企業誘致というのが載っていないんですね。どうしても工業関係という中心でこれまで考えていたと思うのですが。まちが発展していけば当然、訪れる人たちも多くなってくると思うのです。現状の宿泊施設の数と宿泊者数、要は稼働率の問題はあるとは思いますが、今後のことを考えると、条例の中に対象として宿泊業も加えておいたほうがよろしいんじゃないかなというふうに思うわけです。と申しますのは、宿泊業もお話を聞きますと相当数の雇用を生むと。4、50人なりですね。規模によっては100人を超える雇用を生むというふうに聞いておりますので、雇用はやはり場が広がれば、それは飯塚市にとっていいことじゃないかというふうに思っておりますので、宿泊業も入れるべきではないかなと思うのですが。この辺の見解はどうなのでしょう。これまで私も企業誘致は一生懸命言ってきたのですが、宿泊業というのは一切頭に入っていなかったもので、ところがいろいろな工業団地を有する産業を振興している地方都市を見ていると、条例を見ていると、きちんと宿泊業というのが記載されているのです。それは御承知かと思えますけど、その辺の見解がどうなのか、お尋ねいたします。

○企業誘致推進課長

私どもが予算を執行させていただいております企業立地促進補助金につきましては、ご指摘のとおり宿泊業というところを対象としておりません。これもご指摘のとおり、市内の工業団地等への工場の誘致、それから大学や産業支援機関との産学官連携の促進の視点をもって、現在、指定産業を定めているところでございます。

宿泊業につきまして対象にということでございますが、飯塚市は江戸時代に長崎街道の宿場町として栄え、現在も国道200号と201号が交差する交通の要衝地でございます。また、市内の23の工業団地に160の工場、事業所が立地する中、工場への機械設置やシステム導入時には技術者やSE、システムエンジニアが市内に一定期間常駐されるなども想定され、ビジネス環境の充実を図るためには、そのような企業の方の受け皿として、一定規模のビジネスホテルの立地は企業活動に必要な環境整備というふうに考えております。さらに宿泊を伴う人の移動は観光や飲食需要を喚起するなど、地域経済への波及効果も期待できるところでございます。

一方で、以前に比較的規模の大きな企業の方と意見交換をする中で、ビジネスホテルの必要性について、確認を以前しております。その際には、その企業様は特殊なのもかもしれませんが、自社の本社社員等は新幹線や空港の最寄りのビジネスホテルで荷物を置き、かばん1つで現場に来られる方が多いと。また、コロナ禍においてテレビ会議を活用したりリモートでの面談も多くなっているとの話もあっております。

ビジネスホテルの誘致につきましては、ホテル運営事業者様からご相談があれば、また事業者様のご意向に沿う適地があれば民有地を含め、土地のご紹介を行うなどで対応してまいりたいと考えておりますが、補助金の支援につきましては、今後、立地企業のヒアリングによるビジネスホテルのニーズ調査、それから既存のビジネスホテルの稼働状況や稼働率の調査、そのような需要と供給の両面からの調査を行いまして、飯塚市として支援すべき業種、取り組みであるか研究してまいりたいと考えております。

○道祖委員

ぜひお願いいたします。確かに感覚から言えば、駅周辺に旅館があれば、移動の手段のことになるわけですね。公共交通を使うと、どうしても駅周辺とかバスターミナル周辺とかいう

ふうになるのですけれども、今回いろいろこのコロナ禍で聞いている話では、公共交通を使えないから自家用車で全国を回っていると。そのときに、必ずしも駅前とかそういうところにビジネスホテルが必要ではないと。仕事の関係から言うと今答弁ありましたけど、工業団地の機械のメンテナンス、機械を扱ったことありますか、機械というのはリモートでできる部分もありますけど、やはり触らないと直らない部分もあるわけですよ。例えば、やはりつくったところのメーカーの技術者が来て、どこが悪いのかというところを使用しているほうよりも、やはりもうその機械というのは、電子回路の部分もありますけど機構部品の部分もあるわけですよ。わかります。それはやはり、つくったところじゃないとわからない部分もあるわけですよ。電子回路が悪いのかとかというのは、一応マニュアル、仕様書を見ると、故障したらここ見てください、どうする、そこに、があつと書いているのは、ちゃんと会社のコールセンターに電話してくださいと。今、電化製品もそうですけど、全部そういうふうになっているんですよ。だからそういう意味では、メンテナンスというのは、やはり出かけて来るというんですね。それで、コロナ禍で必ずしも公共交通の駅の近くではなくてもいいと。そういうことを考えるとやはりビジネスホテルというのは、やはり必要なんだと、今後必要なんだというふうに私は思っているの、ただ地元の宿泊業を圧迫することは避けたいというふうに思っているんですよ。ただ、イズミが1500人からの規模の雇用を削っていく、そしていろいろなテナントを入れていく。するとやはり、そこにやはり人の流れができますからね。今よりも流れ、人の流れ、その地域の流れじゃなくて、全国規模の人の流れというのは生じてくると思いますので、今の宿泊施設の規模で足りるのかどうか。その物件をやはりきちんと調べて、それがおっしゃったように事業として、要は単純に言えば市のほうの固定資産税なり、営業利益から出てくる利益が市税として上がってくるならば、やはり宿泊業もそういう対象に、今まで頭になかった。正直言って、今まで頭になかったんでしょ。今まで考え方として行政として、あり方としてね。だから、今後のことを考えたらそれはやはり増やすためには、そういうことを補助金を出してでも、誘致する価値はあるのではないかとこのことを言いたいわけですよ。その点を踏まえて、検討いただきたいということを要望して終わっておきます。その結果だけください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○平山委員

この2ページの3と4ですね。「不動産売買契約書において、10年間の買戻し特約を設定。倒産や撤退の事態となり、同社が施設を閉鎖する場合は違約金の支払いを受け、土地を更地に戻していただいた上で、飯塚市が買戻すことになる。」、「譲渡額の協議はしているが、企業誘致ということで、回答は控えさせていただく。総事業費も同社の意向により公表は控えさせていただく。なお、土地譲渡は市議会での土地処分議案のご審議、ご議決で決定する。譲渡額等の売買の内容は、今後、議会に議案として上程させていただく。」とあります。このところを今後しっかり議会にも、市民にも納得するような金額とか、説明の仕方をしてほしいと思います。この中で一番不安なのは、「10年間の買戻し特約を設定」とあるのです。そしてまた、「倒産や撤退の事態となり、同社が施設を閉鎖する場合は違約金の支払いを受け、土地を更地に戻していただいた上で、飯塚市が買戻すことになる」とこら辺がやはり心配だからですね。そうならないように、きちんとイズミと協議しながら市議会にも市民にも納得できるような契約のあり方ですね。それと金額がきちっとした形で出せるように、作業をよろしくお願いいたします。要望で終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

ちょっと小さいことかもわかりませんが、私は既存の公共交通はもうだいぶ整理されて大事な路線しか残ってきていないというふうに思っているのです。そして、高齢化社会に対応して既存の公共交通の路線というのは、やはり維持していかなくてはならないというふうに考えておりますけれど、このイズミが出てきて、イズミが集客のために、バスを出すとかいうことがあり得るとするならば、それは既存の公共交通と競合しないような内容で、やっていただきますようお願いしたいと思っております。と申しますのはイオンのほうでバスを今も出しているんじゃないかと思っておりますけれど、既存の路線と競合しますと、お客様を集めるためにはよろしいかとは思いますが、ただ既存の路線に公共交通に利用する方が少なくなると、路線廃止ということになります。それは長い目で見たときに、やはり行政負担になってくる可能性がありますので、その点は、ぜひイズミとはよくお話しになって、お互いが成り立つ形で取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、その点も要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件2件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から7件について報告したい旨の申し出があつております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「飯塚市立病院の現状について」、報告を求めます。

○企業管理課長

「飯塚市立病院の現状について」、ご報告いたします。

まず、飯塚市立病院の指定管理者の決算についてご報告いたします。

資料1ページをお願いいたします。まず、左側の損益計算書をお願いいたします。患者数の減少に伴い、令和2年度の事業収益は、黄色の部分38億6051万9千円、前年度比0.5%の減となっております。

次に、事業費用は緑色の部分42億867万5千円、前年度より0.2%の増となっております。この結果、事業収益から事業費用を差引いた事業利益は紫色の部分3億4815万6千円の赤字となっております。

事業外収益として、新型コロナウイルス感染症患者等受け入れにかかる病床確保等のための補助金の受け入れにより、経常利益は、オレンジ色の部分8023万9千円の黒字となり、最終的な決算額は、税引前当期利益、青色の部分7997万9千円の黒字決算となっております。

次に、右側の貸借対照表をお願いいたします。資産の部では、補助金等の受け入れに伴い普通預貯金等が増加し、負債の部では、未払金等が増加しており、結果としまして、下から3段目 ピンク色の部分、当期末処理損失は、期首5億5486万5千円から4億7488万6千円で期首から減少となっております。

続きまして、医師数及び看護師数の状況についてご説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。まず、医師数でございますが、右端の欄のところ令和3年4月1日緑色の部分と令和3年7月1日黄色の部分を記載しておりますが、これを比較いたしますと、常勤医師では内科と皮膚科で1名ずつの減となっております。また、非常勤医師では増減はなく、医師総数としましては、常勤医師32名、非常勤医師31名で、合計で63名となっております。

次に、下段の看護師数でございますが、令和3年4月1日緑色の部分と令和3年7月1日黄色の部分を比較しますと正規職員は5名の減、臨時職員は2名の増となり、合計で181名と

なっております。

続きまして、資料の3ページをお願いいたします。こちらは、診療科目別患者数の年度比較表でございます。表の右側の着色部分になりますが、直近3カ月間の延べ患者数を前年度の同時期と比較しております。中央の黄色の部分に、令和3年4月から6月までの延べ患者数を記載しておりますが、入院で1万4434人、外来で2万7722人でした。これを令和2年度の同期中の延べ患者数緑色の部分と比較しますと、水色の部分入院患者数で284人の減、外来患者数で2476人の増となっております。新型コロナウイルス感染症により、患者数への影響が続いておりますが、入院につきましては、整形外科で回復が見られております。また、外来につきましては、徐々に回復傾向にあり、今後も引き続き動向を注視してまいります。

次に、1日当たりの患者数では、入院で158.6人、外来で454.5人となっております、前年度同時期と比較しますと、入院で3.1人の減、外来で113.3人の増となっております。病床利用率につきましては63.4%で、前年度より1.3ポイント減少しております。

続きまして、資料の4ページをお願いいたします。こちらは、令和2年度の救急車搬入状況でございます。昨年度の飯塚地区消防本部管轄内における救急車の搬入件数は5849件で、このうち黄色の欄、飯塚市立病院への搬入件数は1388件、輪番制に登録している医療機関全体に占める割合は23.7%となっております。

現在の市立病院における新型コロナウイルス感染症の取り組みとしましては、発熱外来、PCR検査、ワクチン接種の実施、また病院のワンフロアを新型コロナウイルス感染症の陽性患者受け入れ専用病棟として、8床を確保しております。

市立病院におけるワクチン接種の状況ですが、6月中旬に医療従事者や自衛隊のワクチン接種を終え、現在、平日1日100件程度の個別接種を行っております。また、市が実施する集団接種へ医師を派遣しております。

今後とも、院内感染予防を徹底し、新型コロナウイルスの状況を注視するとともに、二次医療機関としての役割を果たせるよう努めてまいります。

以上、簡単ですが、「飯塚市立病院の現状について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○企業管理課長

「工事請負契約について」、2件ご報告いたします。

入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、2件ともに指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づきまして、専門工事電気A等級に格付けされ、同種の実績がある市内業者を指名することを決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。

資料1ページをお願いいたします。「明星寺高所ポンプ場電気設備外2件改良工事」につきましては、3者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億535万8千円、落札率94.77%で、「アイテックシステム株式会社」が落札しております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。「片島ポンプ場電気設備改築工事」につきましては、2者による入札を執行いたしました。その結果、落札額4840万円、落札率94.47%で「株式会社幸袋テクノ」が落札しております。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

片島ポンプ場は嘉穂製作所と幸袋テクノが入札して、幸袋テクノが落札したのです。そして、明星寺高所ポンプ場電気設備外2件改良工事は、嘉穂製作所、幸袋テクノ、アイテックシステムですよね。アイテックシステムがとっていると。これ見る限りについては問題ないように思えるのですけれど、次の入札の報告があるのですけど、競走場メインスタンド改築（切り回し・電気設備）工事、これは、アイテックシステム、幸袋テクノがいて、何を言いたいかというと、何か同じ日に行われた入札で、同じ仕事に対して、同じ業者が指名されていてね。何か順番よく落ちていっているなというふうに見えるからですね。その辺は何も問題がなかったのか、その辺だけちょっと。何ですか、入札してもう除きますよね。順番よく落ちていっているような気がするので、その辺は問題なかったのかどうかだけ最後でいいです。この後、全部の入札の後、担当のほうから説明していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告をさせていただきます。今回ご報告いたします工事は専門工事3件でございます。

入札の執行状況につきましては業者選考委員会におきまして、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づき、1件目及び2件目につきましては、専門工事電気A等級に、3件目につきましては専門工事管・水道A等級に格付される市内業者を指名することを決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご報告いたします。資料の1ページをお願いいたします。競走場メインスタンド改築（切り回し・電気設備）工事につきましては4者による入札を執行いたしております。その結果、落札額、1億4300万円、落札率95.65%で、「西日本電波工業株式会社」が落札をいたしております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。「競走場メインスタンド改築（切り回し・受変電設備）工事」につきましては、3者による入札を執行いたしました。その結果、落札額8140万円、落札率95.27%で、「株式会社雄電社」が落札しております。

次に、資料の3ページをお願いいたします。

「競走場メインスタンド改築（切り回し・機械設備）工事」につきましては、6者による入札を執行いたしました。その結果、落札額6242万6100円、落札率91.56%で、「株式会社山野住設」が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります3者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。

以上で、「工事請負契約について」の報告を終わります。

それと先ほど道祖委員のほうからお尋ねがございました入札の執行状況でございますけれども、金額ともに、特に問題はないと考えております。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市新技術・新製品開発補助金、販路開拓支援補助金及び先端情報技術開発支援補助金の採択について」、報告を求めます。

○産学振興課長

本年度、市内中小企業を対象とした補助制度につきまして、採択事業を決定いたしましたのでご報告させていただきます。

お手元に配布しております「令和3年度 飯塚市新技術・新製品開発補助金 採択事業一覧」と記載しております資料をお願いします。

この補助金は、研究開発活動に要する経費の一部を補助することによって、技術開発力の向上及び製品の高付加価値化を支援し、地域産業の振興を図るものです。補助額は対象経費の3分の2以内、150万円を限度としております。本年度は4月1日から4月30日までの期間で公募を行い、2件の申請がございました。建築・電子・情報・食品などの分野に専門性を有する有識者で構成する審査会を6月7日に開催し、審査を行った結果、2件を採択しましたので、ご報告いたします。

2ページ目をお願いします。次に、販路開拓支援補助金の採択事業についてご報告いたします。この補助金は、販路開拓に要する経費の一部を補助することによって、新市場参入及び事業拡大を支援し、地域産業の振興を図るものです。補助額は対象経費の3分の2以内、75万円を限度としております。本年度は4月1日から4月30日までの期間で公募を行い、3件の申請がございました。製品・技術・サービスの新規性や市場性に関する分析などに専門性を有する有識者で構成する委員会を6月9日に開催し、審査を行った結果、3件を採択しましたので、ご報告いたします。

3ページ目をお願いします。飯塚市先端情報技術開発支援補助金の採択事業についてご報告いたします。この補助金は、飯塚市の新産業を担う先端情報技術と位置付けたブロックチェーン技術を活用した研究開発活動に要する費用の一部を補助することによって、産業の国際競争力や市民の利便性の向上及び安全で安心な社会の実現を図るため、今年度より開始したものです。補助額は対象経費の4分の3以内、1千万円を限度としております。5月7日から6月4日までの期間で公募を行い、2件の申請がございました。情報技術やブロックチェーンを活用した事業の事例等に秀でた学識経験者等で構成する審査会を6月30日に開催し、審査を行った結果、2件を採択しましたので、ご報告いたします。

今後は、補助事業の効果を発揮できるよう産業支援機関等と連携し、支援を進めてまいりたいと思っております。

以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「地域活性化応援券発行事業について」、報告を求めます。

○商工観光課長

「地域活性化応援券発行事業について」、当初予定しておりましたスケジュールから一部変更いたしましたので、事業を実施することになりましたので、変更概要について報告いたします。

資料、「地域活性化応援券発行事業（変更概要）」をお願いします。

まず、「いづかプレミアムグルメ券」につきましては、当初、4月30日に販売開始を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、感染拡大防止の観点からワクチン接種の普及後、おおむね本年11月ごろを目途に販売を予定したいと考えております。なお正式な販売開始時期につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染状況や国・県の動向を踏まえ、決定したいと考えており、決定いたしましたら改めて広報等で周知を行う予定としております。また、販売対象者につきましては、市内居住者としておりましたが、市内外を問わず、市外居住者まで広げたいと考えております。

続きまして、「いづかプレミアム応援券」につきましては、当初、10月1日に販売開始を予定しておりましたが、グルメ券の販売延期に伴い、紙券の応援券の販売開始時期を9月1日に変更いたしました。既に7月15日より申し込み受け付けを開始しており、申し込み冊数が7万冊を超えた場合は抽せんを行い、市内21カ所の郵便局で引き換え販売を開始いたします。なお、電子の応援券につきましては、当初の予定どおり9月1日に申し込み開始、10月1日に販売開始を行うこととしております。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○鯉川委員

本当に素朴な質問というか、まことしやかに電子券が、例えばどういったものかということどうわさされていて、私にも尋ねられたことあるのですけれども、このPay Payで使える場合とか、Line Payでも使える場合とかいう話があって、多分それは使えないんじゃないというふうに言ったのだけでも、実際飯塚市が何か考えたアプリか何かをインストールして、それによって、それに換金するということになるのですか。そこら辺はどんなふうなんですか。

○商工観光課長

今、質問委員が言われますとおり、そのとおりでございます。飯塚市の独自のアプリに一応換金される形になります。

○鯉川委員

そしたら、電子のやつでやろうと思ったら、その飯塚市独自の支払いのアプリをインストールしなきゃいけないということになるわけですか。

○商工観光課長

そのような形で考えています。この点につきましては、また説明会を開催して周知を図りたいと考えます。

○鯉川委員

それともう1点。以前、私も使わせていただいたんですけども、非常に助かったんですけども、そのときは直接郵便局に行って購入することができたんですけども、今度は商工会に申し込みをしないと。前のやつと若干違うのですか、方法というのが。

○商工観光課長

現在、紙券の申し込みにつきましては、既に申し込みの受け付けを開始しまして、その分をデータ集約しまして、最終的に7万冊の紙券を予定していますので、その分を超えましたら、抽せんを行いますので、その結果をまたお伝えした上で、最終的に市内21カ所の郵便局で販売開始という運びで考えております。

○鯉川委員

前回、申し込みも何もしないで直接郵便局に行ったけど、それは少なかったから郵便局で、ずっと買えたということですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10時51分

再 開 10時59分

委員会を再開いたします。

○商工観光課長

申しわけありませんでした。昨年度の応援券の発行につきましては、これは新型コロナ対策の経済対策の観点から即効性が必要という形で、直接郵便局のほうで販売をいたした経過がございます。しかし若干の混乱がございましたので今年度につきましては、事前申し込みを受け

まして、申し込み冊数が7万冊を超えましたら、抽せんを行いまして、販売を開始するという形で考えているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市公園等ストック再編計画（素案）について」、報告を求めます。

○都市計画課長

「飯塚市公園等ストック再編計画について」、報告いたします。

資料の1ページをお願いいたします。都市計画課では、人口減少、少子高齢化の進行に対応し、公園等の長期的に安定した維持管理や公園機能を維持していくため、飯塚市公園等ストック再編計画を策定しております。計画期間は令和3年度から令和21年度までとし、おおむね10年ごとに評価を行い、必要に応じて見直しを行う予定としております。

再編の方針について説明いたします。都市公園及び都市計画法に基づいて設置された公園については、みだりに廃止してはならないとあるため、用途変更ができません。したがって、児童遊園、都市計画法に基づかない開発遊園、その他遊公園について用途変更をするものとし、都市公園については、法改正等により用途変更が可能となった時点で、段階的に再編を図るものいたします。

資料2ページをお願いいたします。再編の目標について説明いたします。平成29年7月に策定されました飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画に基づき、平成31年を基準年次として、今後20年間で公園管理面積をおよそ20%縮減することを目標としております。

今後のスケジュールにつきましては、令和3年9月から10月にかけて、市民意見の募集を実施し、その意見を踏まえた案を作成し、令和4年1月の委員会報告を経て策定公表する予定としております。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

ごめんなさい。1点だけ。これは改めて報告されているんですけど、この策定スケジュール、2ページにありますね。令和2年6月に自治会への説明、これは実際行われたわけですけど、この説明会から今回提案している内容は、何か変わったことがあるんですか。ここの1ページの再編の基本計画のところは、改めて出されていますけれど、令和2年6月から令和3年3月まで自治会に説明されましたよね。そのときから何か変わったのか、変わっていないのか。

○都市計画課長

1ページの方針等につきましては、その説明会のときから変わっておりません。

○道祖委員

ということは、改めて公園ストック再編計画について、こういう形で取り組んでおりますという新しい構成メンバーになったから説明があったというふうに理解していいですね。変更は何もないですね。

○都市計画課長

委員がおっしゃるとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」、報告を求めます。

○農業土木課長補佐

「公用車による事故発生について」、ご報告いたします。

お手元の資料をお願いいたします。本件事故は、令和3年6月23日水曜日、15時38分ごろ、農業土木課職員が現場にて事務用品が破損したため、急遽、事務用品が必要となり、市道堀池卸売団地3号線沿いにある最寄りの文具店にバックにて駐車場に進入しようとした際に、後方より直進してきた車両と接触し、公用車の左前方バンパー並びに相手方の車両の後方部分を損傷させたものです。なお、相手方及び市側とも人身障害はございません。また、この事故による損害賠償につきましては、現在、相手方と協議を行っているところであります。

この事故の原因は、進路変更時における周囲の安全確認不足によるものが大きな要因でございます。当該職員に対しまして、今後このような事故を起こさないように厳重注意を行っております。また、課内職員に対しましても、日ごろから交通安全等の注意喚起を行い、交通事故防止の徹底を図ってまいります。

以上、簡単ですがご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。